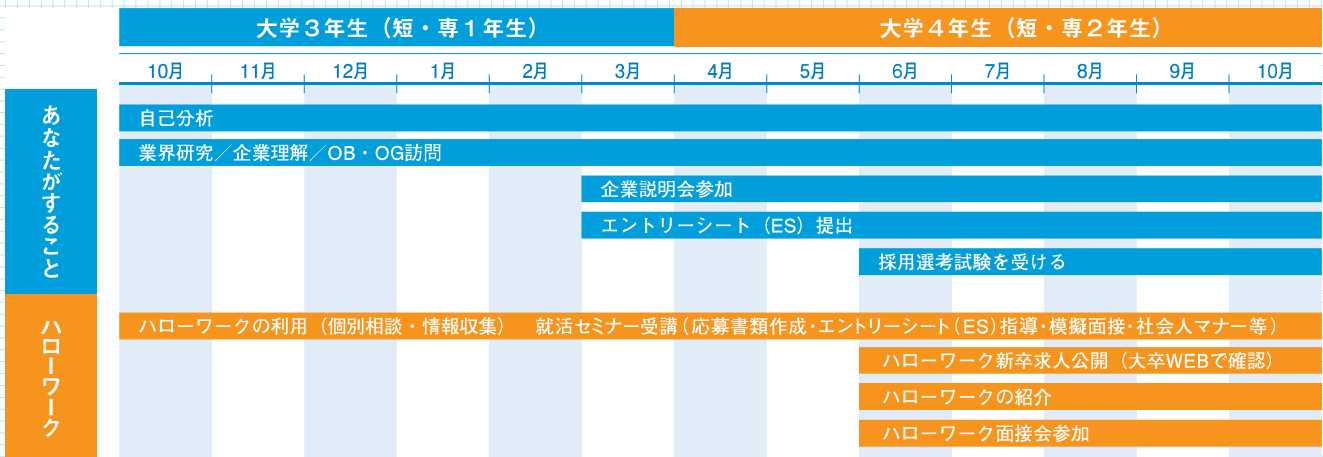


就職活動スタートアップ

就活の流れを確認しよう！



若者雇用促進法のうち青少年雇用情報の提供 (法第13条、第14条)

▶▶ 就労実態等に関する職場情報を企業に求めることができるようになりました！

新規学校卒業段階でのミスマッチによる早期離職を解消し、若者が充実した職業人生を歩んでいくため、労働条件を的確に伝えることに加えて、若者雇用促進法では、平均勤続年数や研修の有無及び内容といった就労実態等の職場情報も併せて提供することとなっています。

応募段階で企業の労働環境や就労実態を十分に理解した上で、自分に合った就職先を選択できるよう、この仕組みを活用しましょう。

情報提供の仕組み

■ 新卒者等 (※) の募集を行う企業に対しては、幅広い職場情報の提供が努力義務とされています。

